

資料編

1 策定組織

(1)鳴門市附属機関設置条例

平成25年3月27日条例第2号

改正 平成25年6月28日条例第39号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置等)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる本市の執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織等)

第3条 附属機関の委員の定数、構成及び任期は、別表組織及び構成欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、必要に応じ部会又は分科会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(公募による委員の選任)

第4条 執行機関は、附属機関の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する附属機関については、この限りでない。

- (1) 鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う附属機関
- (2) 委員に対し特に専門的な知識又は技能等を要求される附属機関
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でない認められる附属機関

(委員の再任)

第5条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第6条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる場合を除き、これを公開するものとする。

- (1) 鳴門市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う場合
- (2) 公開することにより、公正で円滑な議事運営に支障がある場合で、当

該附属機関において会議を非公開とすると決定した場合

(会議開催の事前公表)

第8条 執行機関は、会議の日時、場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録の作成及び公開)

第9条 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

2 公開で行われた会議に係る会議録は、これを公開するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表(第2条、第3条関係) ※抜粋

執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成		
			委員定数	構成	任期
市長	鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	次に掲げる事項について審議すること。 (1) 高齢者の現状及び高齢者福祉事業を含む介護給付等対象サービス実施の現状分析に関する事項 (2) 高齢者福祉事業を含む介護給付等対象サービス実施の目標年次及び目標量の設定に関する事項 (3) 高齢者福祉事業を含む介護給付等対象サービス供給体制の整備に関する事項 (4) その他鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会が必要と認める事項	25人以上	(1) 学識経験者 (2) 保健、医療及び福祉関係者 (3) 被保険者 (4) 市の職員 (5) 市民団体等代表者 (6) その他市長が必要と認める者	諮問に係る審議終了まで

(2)鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例(平成25年鳴門市条例第2号)第11条の規定に基づき、鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する事項を定めることにより、これらの業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、審議に係る最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(3)第6期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	団体等	備考
1	村上 菊雄	鳴門市自治振興連合会会長	委員長
2	多智花 亨	鳴門市社会福祉協議会会長	副委員長
3	山内 節	鳴門市老人クラブ連合会会長	
4	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会会長	
5	松本 久和子	鳴門市民生委員・児童委員協議会会長	
6	大木元 繁	徳島県徳島保健所所長	
7	田中 弘之	鳴門教育大学教授	
8	矢部 拓也	徳島大学准教授	
9	福田 徹夫	鳴門市医師会会長	
10	秋田 豊仁	鳴門市歯科医師会会長	
11	河野 賢一郎	徳島県薬剤師会鳴門支部支部長	
12	山上 敦子	介護保険施設代表者	
13	原田 秀夫	鳴門市介護認定審査会会長	
14	津田 祐子	徳島県介護支援専門員協会副理事長	
15	小川 洋子	認知症の人と家族の会徳島支部世話人	
16	山口 浩志	とくしま住民参加型在宅福祉サービス 団体連絡会代表幹事	
17	鈴衛 博美	市民代表（第1号被保険者）	公募
18	林 佳代子	市民代表（第2号被保険者）	公募
19	平野 悦男	鳴門市副市長	
20	米里 栄之	鳴門市健康福祉部長 (福祉事務所長)	

2 策定経過

平成26年	2月	日常生活圏域ニーズ調査の実施
	9月4日	第1回策定委員会 (1)第6期計画策定方針について (2)鳴門市の現状について (3)意見交換
	10月23日	第2回策定委員会 (1)論点整理について (2)日常生活圏域ニーズ調査分析結果について (3)計画の方向性について
	11月27日	関係団体等意見交換会の開催
	12月18日	第3回策定委員会 (1)介護サービス量の推計について (2)関係団体ヒアリングの結果について (3)課題と今後の取り組みについて
平成27年	2月12日	第4回策定委員会 (1)第6期計画素案について
	2月19日	パブリックコメント(3月20日まで)
	3月26日	第5回策定委員会 (1)第6期計画(案)について
	3月31日	第6期計画(案)を市長へ報告